

生活保護制度改革と
新たなセーフティネットの構築について

社会・援護局長
岡田 太造

○生活保護の自立支援プログラムの成果

- ・ 就労支援
- ・ 子どもの学習支援（子ども達が安心できる居場所づくり）等

○生活保護受給者や生活困窮者の抱える問題

社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する
特別部会の報告書

- ・生活困窮者が抱える複合的な問題
- ・自己有用感

一人一人が社会とのつながりを強め、周囲から承認されているという実感を得ることができるとは、自立に向けて足を踏み出すための要件

○生活保護法改正の適正実施と 生活困窮者自立支援法の円滑施行

- ・ 組織としての適切な実施体制の確立を
- ・ 画一的な対応ではなく、被保護者、申請者、相談者など、
それぞれの状況に応じた適切な対応を
- ・ 自立に向けた取り組みの強化を
例えば、40歳代、50歳代の被保護者、
生活困窮者に対する就労支援

参 考 资 料

参議院厚生労働委員会會議録第十六号

平成二十五年六月二十一日(金曜日)

午前十一時開会

委員の異動

六月二十日

櫻井 充君

補欠選任 白 眞敷君

武見 敬三君

上野 通子君

中村 博彦君

渡辺 猛之君

丸川 珠代君

中西 祐介君

大久保潔重君

江崎 孝君

大島九州男君

小西 洋之君

白 眞敷君

櫻井 充君

牧山ひろえ君

藤本 祐司君

江島 潔君

中原 八一君

中西 祐介君

丸川 珠代君

渡辺 猛之君

石井 浩郎君

行田 邦子君

水野 賢一君

出席者は左のとおり。

委員長 武内 則男君

理事 足立 信也君

津田弥太郎君

赤石 清美君

高階恵美子君

渡辺 孝男君

委員 石橋 通宏君

梅村 聡君

江崎 孝君

小西 洋之君

小林 正夫君

白 眞敷君
藤本 祐司君
牧山ひろえ君
石井 浩郎君
上野 通子君
大家 敏志君
中西 祐介君
中原 八一君
藤井 基之君
丸川 珠代君
三原じゅん子君
渡辺 猛之君
川田 龍平君
水野 賢一君
田村 智子君
福島みずほ君

修正案提出者 高鳥 修一君
修正案提出者 山井 和則君
衆議院議員 田村 憲久君
修正案提出者 榎屋 敬悟君
大臣政務官 復興大臣政務官 亀岡 偉民君
大臣政務官 厚生労働副大臣 松田 茂敬君
事務局長 常任委員会専門員 政府参考人 文部科学大臣官房審議官 厚生労働省医政局長 厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部長 宮川 晃君

本日の會議に付した案件

○生活保護法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○生活困窮者自立支援法案(内閣提出、衆議院送付)

○政府参考人の出席要求に関する件

○委員長(武内則男君) ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、櫻井充君、武見敬三君、中村博彦君及び丸川珠代君が委員を辞任され、その補欠として白眞敷君、上野通子君、渡辺猛之君及び中西祐介君が選任されました。

また、本日、江島潔君、大島九州男君、大久保潔重君及び行田邦子君が委員を辞任され、その補欠として中原八一君、小西洋之君、江崎孝君及び水野賢一君が選任されました。

○委員長(武内則男君) 生活保護法の一部を改正する法律案及び生活困窮者自立支援法案の両案を一括して議題といたします。

本日は、両案の審査のため、三名の参考人から御意見を伺います。

参考人

厚生労働省社 会(援護局長) 村木 厚子君
釧路市福祉部生活福祉事務所生活支援主幹 佐藤 茂君
全国民生委員児童委員連合会会長 天野 隆玄君
特定非営利活動法人ほっとプラ ス代表理事 藤田 孝典君

御出席いただいております参考人は、釧路市福祉部生活福祉事務所生活支援主幹佐藤茂君、全国民生委員児童委員連合会会長天野隆玄君及び特定非営利活動法人ほっとプラス代表理事藤田孝典君でございます。

この際、参考人の方々に一言御挨拶申し上げます。

本日は、御多忙のところ当委員会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

参考人の皆様から忌憚のない御意見をお述べいただきまして、両案の審査の参考にさせていただきますと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、議事の進め方でございますが、まず、参考人の皆様からお一人十分以内で順次御意見をお述べいただき、その後、委員からの質疑にお答えいただきたいと存じます。

なお、参考人、質疑者共に発言は着席のまま結構でございます。

それでは、まず佐藤参考人をお願いいたします。佐藤参考人。

○参考人(佐藤茂君) よろしくお願いたします。資料をお渡ししていると思いますが、釧路市は、平成十八年から自立支援プログラムというところで、現在は三十一種類のプログラムの開催しております。生活保護法の中で、生活受給者がハローワークを決定的にし、仕事に就くということを理念としてやってきましたが、中間的就労、ステップアップ方式でなければ人として仕事に就くことができないという観点から、プログラムを現在二十八から二十五年度は三十一まで伸ばして、官民共同で今やっております。

実際に、資料の中で数字的なものはありませんが、写真を今日はちょっと用意してまいりましたので、こうやって働く姿、皆さんにもお配りして

いると思います。それから、民間で共同しながら生活保護受給者を社会で受け入れていくというようなことを積極的に行うことによって自立者の養成が図られます。

また、最終的な形の中で出口論というのがあると思いますが、出口というのは、民間企業と行政が一体となって初めて仕事をくり出すということに今力を入れております。確かに一遍に自立するということはなかなか難しいんですが、少しずつでも生活受給者が稼げる場所をつくる、そこで人として育て上げられることができるということを念頭に置いて、今現在、私たちは行っております。

今回の中で一番お願いをしたいのは、この自立支援法をどうか全国に向けてきちっとした形で発信でき、法の中で整備されて、どこの自治体でもできるような形にしていければなというふうに思っていますので、よろしく願います。

あと、今年度から相談センターというところを開設しております。相談センターは私どもの福祉事務所から委託業務としてやっておりますが、三十五協議会を結成しまして、民間企業を十八、それと各NPO等々を入れて三十五ぐらいで協議会を結成しながら、これから社会的困窮者の支援に当たるといって進めております。

最後にありますけれども、実際に自立支援を行った上でどのぐらいの効果があつたかというのを資料的に出ささせていただきます。

平成二十三年度の扶助費支給額を、資料があると思いますが、八ページですね、資料の、ここで、これは北海道内の一か月当たりの一人単価支給額です。釧路市は十二万一千円。隣町であります帯広市、これが十三万一千円。まだまだ自立支援プログラムを実際に行っている地域というのが少ないです。実際にこの支給額を御覧になっていただくと、どうやったら一人当たりの支給額がこんなに下がるのかというように、五年前から大体年間六十から八十件の自立支援プログラムの視察を釧路市としては受け入れております。この

中で、子供支援であつたりとかという部分ではかなりの自治体さんが力を入れてやり始めています。これは、子供支援をやることによって、貧困の連鎖、これを食い止める力の一つになるというふうに自負しております。

それと、その前のページにあります、七ページ、生業扶助費支給額というのがあります。私どもはプログラムの中で資格取得プログラムということで考えました。高校生が実際に大学へ行くのであれば車の免許は要らないんですが、就職活動をする上で一般世帯の高校生は必ず現在では車の免許を取得している。その中で、実際にスタートラインと一緒に立っていないという現状があります。そこを、現状としてスタートラインに立たせるということ、内定はしてなくても、プログラムの中で自立をしたいということ、出た場合について、生業扶助費で車の免許を取らせております。

実際に二十四年度では、八十二人に与えて、六十七人が保護廃止となっております。基本的に九〇%以上が、二十五万から三十万の一時扶助で、生業扶助で出すことによって、四か月後には皆自立していくという実態が明らかになりました。

それと、その上の方の生業扶助費なんですが、一般世帯でのヘルパーの免許取得ですとかそういうのもろもろの免許を取得する際に、やはり五〇%の廃止率が出ています。

やはり、人は何かをやるために免許を取ったり、さあ頑張ろうということでは自立へつながらないことが大きく、実際にあるんだということが私たちの中で自信を持っています。この自立支援プログラムということについては全国に広げられるように法整備の中でお願いをしたいというふうに思っております。

以上であります。

○委員長(武内則男君) ありがとうございます。

次に、天野参考人をお願いいたします。天野参考人。

たします。全国民生委員児童委員連合会の天野と申します。

今日は、厚生労働委員会にお招きをいただき、私ども民生委員、児童委員の活動について紹介の機会をいただきましたことに、まずもって厚く御礼申し上げます。

全国二十三人の民生委員、児童委員は、地域福祉の最前線にあつて、経済的に困窮する方々を含め、様々な課題を有する住民の発見、相談、見守り、そして適切な支援やサービスへのつなぎ役として活動いたしております。

今日、住民の方々が直面している課題は複雑多様化しており、全国の民生委員、児童委員はそうした課題と日々向き合っております。

私どもの団体は、全国各地の委員活動を通じて得られる知見を集約し、地域福祉の推進のためにより効果的な委員活動が実践できるよう取り組んでいるところであります。

そうした立場から、昨年度、社会保障審議会の特別部会に参画し、活動の実践を踏まえた発言をさせていただきました。今回審議されてきた二つの法案は、この特別部会の報告を踏まえたものと理解いたしております。

本日は、せっかくの機会でございますので、私ども民生委員、児童委員の活動と、そこで感じている課題について申し上げさせていただきます。

お手元には、民生委員制度や活動や、紹介パンフレットをお配りさせていただきました。

おいて何より重視しているのが、常に住民の立場に立つことでもあります。

パンフレットの三ページに活動の実績を紹介しておりますが、民生委員、児童委員は高齢者や障害者、子育て世帯始め地域の様々な世帯の相談、支援に当たっており、その件数は年間二千三百万件を超えております。

私どもが対応している住民の相談は、介護、子育て、失業、生活費、年金、住居の問題を始め、買物や電球交換といった日常生活の困り事まで、極めて多岐にわたっております。

そうした活動の中で感じることでありますが、近年は、急速な高齢化や世帯構造の変化、非正規雇用者や失業者の増加、さらには、集合住宅の増加の一方で地域における人間関係の希薄化が進み、生活困窮とともに社会的に孤立する人々や世帯が増加しております。

パンフレットの六ページを御覧いただければと思います。私ども全国の民生委員は、平成十九年の民生委員制度創設九十周年に際し、今後の取組の重点を行動宣言として取りまとめました。その宣言の中では、社会状況を踏まえ、地域社会での孤立、孤独をなくす運動や多くの福祉課題を抱える生活困難家庭への支援を掲げ、その取組を進めております。

しかしながら、昨今特に感じることは、世帯が抱える課題がこれまでに比べて複雑多様化しているということでもあります。

社会福祉協議会と協力して実施してきた心配事相談などでも、対応の難しい課題が大変増えております。

児童委員を兼ねる民生委員としては、こうした状況が貧困の連鎖として子供たちの将来に影響を与えることを憂慮いたしております。

こうした状況を改善していくために、生活保護制度の改革とともに、様々な課題を抱える世帯を総合的に支援していくための施策が必要と感じているところであります。

我々民生委員は、様々な課題を抱える世帯を専門機関につなぐ場合、これまででは行政の窓口や機関が相談内容ごとに異なっていたり、適切なつな

が先がない課題もあることから、大変苦勞しておられます。こうした状況は、民生委員のみならず、生活に困窮し、精神的にも追い込まれている住民の自立への意欲を失わせることにつながっている面があると考えます。そうした意味において、総合的な相談支援窓口ができることは極めて有意義であり、早期の課題解決や世帯の自立にも役立つものと言えようと思えます。

また、私どもの経験からは、世帯が抱える課題というものは一時的な支援で解決することは少なく、継続的な支援が重要と認識いたしております。今回の法律案において考えられている一元的な相談体制は、総合的、継続的な支援が計画的に実施されていることは現在の支援制度から大きく前進するものであり、民生委員の立場からも直ちに実現すべきものと考えております。

今日、生活困窮世帯が増加しておりますが、私どもの経験からも、こうした世帯への支援はできる限り早期に行われること、特に生活保護については受給に至る前の段階で自立につながるものが重要と考えております。中でも、働くことができず年代の人々に対しては、本人の心身の状況をも勘案しつつ、就業に役立つ技術や資格を取得できるように実効性ある就労支援の強化が重要と認識いたしております。

生活保護制度については、民生委員が方面委員と呼ばれている時代から深くかかわってきたところであり、現在においても民生委員はその協力機関として取り組んでいるところであり、そうした民生委員の立場からは、生活保護制度については、本当に保護が必要な人には適切に保護が実施されるという基本をきちんと維持しつつ、一方で、国民の信頼にこたえられる制度とするよう、保護世帯の支援の強化や不正受給に対する対策などが必要と考えております。

関連して改めてお願いしておきたいのは、子供の貧困防止についてであります。子供は国の宝であり、国の将来そのものというべきものであります。貧困の連鎖については早急

に断ち切る必要があります。私どもは、貧困を背景とし、家庭内での虐待や学校でのいじめにつながる事例なども目にしております。この生活困窮者自立支援法に基づく支援を含め、迅速かつ実効性ある取組を是非お願いいたしたいと存じます。

生活困窮者が急増している現状を踏まえ、今回提案されている改革は早急に実現が必要と考えます。社会保障や社会福祉に対する国民の信頼のためにも、現在審議中の二つの法案については是非国会で実現させていただきたく、お願いいたします。

この法案が成立し、新しい制度を実施していくためには、国や地方自治体、民間団体などがその力を合わせて取り組んでいくことが重要と考えております。民生委員、児童委員は、これまでも社会福祉協議会とともに地域福祉推進の中核を担う役割を果たしてきたところであり、新たな仕組みの構築に際しても、私どもも全国民生委員児童委員連合会として積極的に協力していきたいと考えております。そのために、民生委員、児童委員が更にその力を発揮できるよう、活動しやすい環境づくりを進めるために、最後にお願い申し上げます。

一つは、地域行政からの情報提供についてであります。個人情報保護法の施行以来、支援に必要な情報が十分に提供されていない現実があります。支援が必要な住民を早期に見出し、適切な支援に確実に結び付けるためにも、情報が不可欠であります。

第二点は、民生委員の研修の充実であります。住民が抱える課題が複雑多様化する中において、民生委員、児童委員自身がその力量を高めるための研修が一層重要となっております。

先生方におかれましても、こうした点につきまして、是非特段の御配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。是非特段の御配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。

本日は、貴重な機会をちょうだいいたしましたことに改めて感謝を申し上げます。私の発言を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

た。
○委員長(武内則男君) ありがとうございます。

次に、藤田参考人をお願いいたします。藤田参考人。

○参考人(藤田孝典君) NPO法人ほつとプラスで代表理事をしております藤田と申します。

今回は、貴重な意見陳述の機会をいただきました。誠にありがとうございます。

私の方からは、今回出されております法案について懸念される箇所が主には二点、大きく分けて二点ありますので、その点について私の意見を述べさせていただきます。この点について私の意見を述べさせていただきます。

まず一点目ですけれども、一点目は、この法案によって生活保護が真に必要なとされている方々に行き届くかどうかというところで懸念があります。

これは、まずは書類の提出、生活保護の申請時に書類の提出を求めるということで、特別な事情がない限りは書類を求めていくことが記載されております。

私どものところには、年間約三百名の生活困窮状態にある方が相談にいられています。多くの方が書類の添付等をできないような状態で、もう逃げ込んでこられる相談が相次いでおります。これは、DVの被害者、夫からの暴力の逃げてこられる方の相談もそうです。あるいは、ホームレス状態にある方の相談もそうです。あるいは、派遣切りと言われるような、いまだにリーマン・ショック以降も続いていますけれども、そういった企業からリストラされてしまつて相談が寄せられる、家賃滞り納して相談が寄せられるというような事態が相次いでおります。そういった方は、生活保護の申請窓口に行つてもそういった書類を用意できないというところもそういった方にあります。なので、私たちは、そういった方と一緒に福祉事務所に行つて相談が受け付けてもらえないというところを、生活保護の申請に付き添うということをやっております。

どういったいわゆる水際作戦と言われますけれども、福祉事務所の現場で今何が行われているのかといいますと、必要な人が真に生活保護を受けられないという事態がもう多発、横行している現状があります。なぜ私たちの支援団体や全国の弁護士、司法書士等が福祉事務所の窓口申請者と一緒に行かなければならない事態が起こっているのかというところは、これは、現に生活保護の申請権が侵害されている事案が多数あるからだというところを認識しております。

なので、先日私は、四十代の母子家庭のお母さんと生活保護の申請窓口につき添うということをしてきました。四十代のお母さんと八歳の女の子ですね。夫からの暴力を受けて、お母さんは子育てしていますので、パート収入だけでは十分生活が営めないという方でした。なので、パート収入七万円では暮らせませんので、埼玉県内ですけれども、保護申請に付き添わせていただいで、足りない自分の生活保護費を支給してもらおうということでも付き添いました。

このお母さんは一度、生活保護の申請窓口に行かれています。そのときに何を言われたかといいますが、前の夫を頼ってください、あるいは頑張つて仕事をもう少し収入があるものを見つけてくださいということを言われます。子育てをしようか。なので、私は、それについては、今、努力はもう十分このお母さんはしていますので、足りない分は生活保護で何とか認めてもらいたいというところで保護申請をして、今は生活保護の、足りない部分を受け取りながら暮らしをしていきます。

現に、今も私たちの元あるいは仲間の弁護士の元には日々そういった、生活に困窮していてもどうにもならないという方たちが福祉事務所の窓口に行つていらっしゃるけれども、声を聞いてもらえない、申請が受け付けてもらえないということが相次いでおります。今回の法案が更にそういった水際作戦、本当に必要な人たちが保護を受けられないという状況にならないかどうかをもう

一度、再審議をさせていただけたら有り難いと思っております。実は、こういった事例はもう山のようにあるということが実態、私たちの現場の感覚です。これについては引き続き御審議をいただきたいと思っております。

もう二点目ですけれども、これは多様な自立支援、多様な生活支援を認めるような内容になっているのかということをもう一度、再度審議をいただけたら有り難いと思っております。

これは何かといいますと、まずは就労ありき、まずは仕事を見つけて生活保護から抜けていくって、特に稼働年齢層と言われる二十代から六十代前半の方たちについてはまずは頑張ってもらってください、特に生活保護申請した後三か月から六か月の間で、まあ強力な就労指導というんですかね、そういったもので早期に働いてくださいということをおっしゃっております。

私たちの元には稼働年齢層の方たちが生活保護を求めて相談に来られるということが相次いでおります。稼働年齢層の方たちが生活保護の窓口になぜ行き着かなければならないのかということをもう一度考えていただけたら有り難いと思っております。一般的には何かの理由がなければ生活保護の窓口にはそういった稼働年齢層の人たちは行き着かないんですね。そういった方たちが私たちの元に相談に来られているかといいますと、うつ病があつて働けない、あるいは障害、最近だと企業も非常に厳しい状況がありますので、頑張つて働いてくれということや劣悪な雇用環境の中で就労せざるを得ないというような相談者も相次いでおります。なので、うつ病や障害、病気を患つてしまつて生活保護の窓口を頼らざるを得ない、もう働けない状態になつてしまつてということが相次いでおります。

なので、子育てをしているという方、あるいは低収入でどうにもならないという方、頑張つて働いても収入が満たないという方、あるいは障害、病気を発症してしまつて若い人だけれどももう働けない状況になつていくという方、そういった方

たちが、生活保護しか現段階では給付されるセーフティーネットが十分整備されておられません。こういった方たちが生活保護を頼らざるを得ないという実態があります。なので、これは、生活保護を頼らざるを得ないのは本人の責任ではなくて、私たち社会がセーフティーネットを整備できてきたのかということをやつぱり問われているんだと私は認識しております。

なので、これは、まずは就労ではなくて、社会保障審議会、これは厚労省の諮問機関でありますけれども、私もその委員として参加しましたが、そこでの議論は、まずは就労ではなく多様な自立を支えるような支援をしていきたいと思います。その中には、伴走型支援とか寄り添い型支援、寄り添つてその人に何が必要なのか、まずは就労ではなくて、病気を治すということが必要な場合には病気を治すための支援をしていきたいと思います。そういった多様な自立支援が模索されておりました。

今回、法案として出されているものは、そういった多様な自立、多様な支援を現場ができるものになつていくのかということや再度確認いただけたら有り難いと思っております。天野参考人もおっしゃいましたけれども、ニーズは非常に現場で複雑化、多様化しております。なので、そういった複雑多様化する人たちに對していくくりりましては就労というものがうまくいくのかということとは、これは現場の私たちの感覚としてはなかなか難しいだろうということが正直な実感とさせていただきます。

私たちの元には、生活保護を申請した後、そういった、まずは就労、頑張つて働いてくださいという就労指導が行われるという方からの相談も相次いでおります。これは私の失敗した経験なんですけれども、三年前、三十代の男性を生活保護の申請に付き添つて、うつ病がある男性なんです、身寄りがなく頼れない、誰も頼れなくて、もう一度就職する先が見付かるまでは生活保護を何とか受けていこう、再就職を探していこうとい

うことを考えていた方なんです、その男性はうつ病があつてなかなか働けないんですね。そういう状況をケースワーカーが十分把握することはなく、三十代という年齢だけを見て、頑張つて働いてください、ハローワークに何度も行つてくださーいというような過度な就労指導が行われてしまいました。その男性は、もううつ病があつてつらいんだけれども、ハローワークに一生懸命頑張つたんでしょね、その後、その男性はそれを苦にして自殺をされてしまつたということがありましたけれども、その後、おうちを拝見した限りだと、求人票がもう山のように出てきましたし、遺書としては、もうこれ以上病気で働けないし仕事が見付からない、つらいんだという一言を残して自殺されるという事件がありました。これは私の大きな失敗経験として今も心に強く残つております。

そういった、年齢とか、本人の事情を酌まないうで、まずは就労ありきというような自立支援が行われていくとどうなるのかということとは、これはもう全国で多発しておりますけれども、私が抱えたその三十代の男性と同じような事件が起こつていかならないのかということも非常に危惧しております。これは厚生労働省からも出されていますが、一般世帯の方と比べて生活保護受給世帯の方の自殺率は二・二倍高いということも挙げられております。なので、生活保護受給者に対して自殺のリスクが非常に高い存在としてとらえながら、そういった方たちに対しては丁寧な生活支援を行つていくということが大事なんだということも、もう一度議論いただけたらと思っております。

これは最後になりますが、この法案によって国民の生命と生活がもう左右されるんだというような法案であるということも、重要な法案だということも、もう一度しっかりと議論いただけたら有り難いと思っております。これは、この法案によって生活保護が本当に必要な人が行き着かない場合には、全国で餓死、孤立死が今も相次いでいます、これが更に進行するのではないかとということ

を現場では危惧しております。さらには、それが行き着かないとどうなるのかというと、自殺されるという方も全国では相次いでおりますし、本人も生活保護を受けていても自殺をされてしまつたという方もいらっしゃる。

あとは、本当に必要な方が生活保護に行き着かないとどうなるのかということ、その人が、例えば最近では増えていますが、窃盗だとかお金を盗んで生活をせざるを得ないという方たちも何件かは増えてきております。なので、犯罪という形までその生活保護受給者あるいは生活困窮者が追いつまれている、犯罪という結果として出てきてしまつていくということもありますので、そういった様々な社会問題を生み出さないためにも、この法案は要としての役割がありますので、何とか再度再考いただけたらと思っております。

最終的には、全国の支援団体、弁護士、当事者……

○委員長(武内則男君) 済みません、相当時間を超過しておりますので、おまとめください。

○参考人(藤田孝典君) 済みません。まとめます。なので、大きな懸念を持つておりますので、不安を抱えておりますので、何とか再考いただけたらと思っております。

済みません。お時間いただきまして、ありがとうございます。○委員長(武内則男君) ありがとうございます。

以上で参考人からの意見の聴取は終わりました。これより参考人に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○津田弥太郎君 民主党の津田弥太郎です。本会議が延長されたために皆様方には大変お待たせをいたしましたことを、まずもつておわびを申し上げたいと思っております。

また、本日、このお三方の皆様には御出席をいただき、貴重な御意見、御提言を賜りましたこと

を心より感謝を申し上げたいと思います。
早速、質問に入らせていただきます。まず、釧路市の佐藤参考人にお尋ねをしたいと思いますふうに思います。

私は、一昨年の九月から十三か月間、社会・援護局の担当政務官を務めておりました。今回提出されております二法案の立案にも関与してまいりましたし、特別部会には釧路市からケースワーカーのOBの方にも参加をいただきました。本場に釧路市の取組、大変熱心でした実績を残されていることについて感動しているところでございます。北海道ではまさに釧路ありと言われるくらい熱心に取り組んでいただいております。心より感謝を申し上げます。

課題として私思っておりますのは、やはりケースワーカーを始めとした人材の問題というのは大変大事なことでないかな。今、藤田参考人からもいろいろ指摘もありましたけれど、結局、先進的な取組をされている自治体では人材の活用あるいは人材育成、そういう点でいい循環がなされているのではないかと、私は思っております。逆に、うまく進んでいない自治体においては、やはりその人材育成が余りうまくいっていない、そのことよって少数の担当者にも過度な負担が掛かることになる、大変結果的にも様々な問題点が発生することになるのではないかな、そんなふうにも思うわけでございます。

このケースワーカーを始めとした人材の育成という観点で、釧路市におきましてはどのような御苦労があったのか、あるいはどのような工夫をされているのか、そして、現在の本場に先進的な取組がされているこの結果につながっているのか、どのような取組があつて今日に至っているのか、お答えをいただきたいと思っております。

○参考人(佐藤茂君) 今までの話の中で、元々の生活保護制度というもののケースワーカー自体のやり方というのが、基本的に最初から、先ほども藤田参考人が言いましたけれども、稼働年齢層に

ついでに在り方というのは就労自立のみであったということですね、オール・オア・ナッシングでずっと続いてきた。

しかしながら、最近言われているのが、リーマン・ショック以降の企業の低迷、雇止めという形が出てきていますが、釧路市はその前は、平成十四年に太平洋炭鉱というのがなくなりまして。そのときに三年間で一〇パーミルという高率の中で生活保護受給者が増えてきた。これによって、四十人から五十人という高校生が仕事の行き場がなくなつた。これは最終的にはどうしたらいいんだろという、平成十四年にそういうショックを受けました。十五年に厚労省から、母子の自立支援モデルということで勉強させていただきまして。その中で、人は育つものであるということをお勉強させていただきました。その中で、ケースワーカーというのは、法律だけではなくということと、一人一人と見詰め合う、話を聞く、同じ目線に立つということが最低限必要であるということを確認しました。

先ほど資料の中で御説明しましたが、生業扶助であるとか、今子供支援をやっている、冬月荘というところでやっていますが、実際には二十数名の毎年中学生を勉強会に呼んで、高校生になります。一〇〇%の進学率を今保っております。それと同時に、一〇〇%中退率がなくなつたということが現状としてあります。

生活保護受給者の実態論とすれば、孤立化をしているところ、大きな視点を生み出されているところ、今までは、ケースワーカーが家庭訪問をして確認をしましてと言いつつも、なかなか個人の話し相手にはなれなかつたという現状があります。私たちも、百五十人受給者を一人が持つていくという時代もありました。しかしながら、私たちが考え抜いたというのは、話す機会を取れるようにするためには、所内での持ち方、やり方を考えるということですね。自立支援を進める上で今やっているのは、一般世帯、稼働年齢層世帯を、基準というか、標準では今八十と

言っていますが、わざとにうちは六十までに落とそうという計画をしております。

実際問題、全国の高齢者世帯の方は保護率として五割を超えている状態です。基本的に就労自立は難しいという判断をうちは取っています。しかしながら、今後、高齢者世帯が増えることによつて医療費、介護費というのは絶対上がつていくという確信があります。うちはまだ四〇%台で高齢者が少ないと言われていますが、あと五年もすると全国並みになります。その前に、表に出てもらい、社会に役立つボランティアですとか、社会のために何かをする、支えられているものだけではなく、自分が何かを支えるという立場を取れるような居場所づくりをすることによつて、健康管理、それから社会に対しての貢献ということ、人として当たり前の生活ができやすくなるだろうというふうにも考えています。

これは、所内のつくりを変へることによつて今までの生活保護のケースワーカー自体のやり方、それは変えられたいと信じています。そういうふうな私たちはやってきましたので、そういうところでもうまくいってきただけなというふうには感じております。

○津田弥太郎君 ありがとうございます。
次に、藤田参考人にお尋ねをしたいというふうにも思います。

私の政務官時代、特別部会の委員として藤田参考人も御参加をいただきました。心より感謝申し上げます。

これまでも、今日もそうですが、水際作戦について藤田さんは警鐘を鳴らされて、その改善を求めてこられてきているわけです。先ほどの母子家庭のお母さんの七万円の件についても、まさにそういう具体的な事例として水際作戦の問題点についてお話がございました。

生活保護で支援されるべき人が追い返されるといったこういう事態は、これはあつてはならないわけですが、一方で、福祉事務所の担当者にももしかしたら何か事情があるのかなというふ

うにも思うわけでありまして、その辺で、この水際作戦というものが御指摘のように発生、一部しているわけですが、この原因、これ一体何だというふうにも思われるか、藤田参考人にお聞きしたいと思っております。

○参考人(藤田孝典君) ありがとうございます。
私どもが把握している限りでありますと、福祉事務所のケースワーカーの過重な負担がやはりそういう事態を生んでいるんだろというところを考へております。さらには、ケースワーカーさんは一年から三年の間に人事異動等で非常に経験がなかなか蓄積されない中で支援活動をしなきゃいけないという状況で、ケースワーカーさんの苦勞が非常によく分かるという状況があります。

なので、相談に来られた方に対して十分に話を聞きながら丁寧な支援ができていないという実態がありまして、これは近年の生活保護受給者の増加はもう急増と言つた方がいいかもしれないですが、そういう状況がありますので、それに人材養成が間に合っていないというふうな状況があります。なので、釧路市さんだと一部の自治体であれば非常に優秀なケースワーカーさんがいらつちやつて、支援ができていない場合にはいいかもしれないですが、これが全国の自治体でくまなくできるかというところ、なかなかそうなっていないのが実態ではないかと思っております。

なので、これは厚生労働省さんの方でも引き続き監査、指導は研修等も含めてやってくださつてはいますが、残念ながら現場ではそういういった、もう窓口で大変なので、手一杯なので追いつてしまつて、あるいは、ちゃんと相談内容がどういったものなのかというところを把握できないまま帰してしまつてしまうような、専門性不在というふうな問題がやっぱりこれからはなくなつていかないのではないかと危惧しております。

○津田弥太郎君 ありがとうございます。
まさに、先ほどの釧路市の事例と藤田参考人の指摘というのは相互に関連をしておりますことだということがよく分かりました。ありがとうございます。

した。
それでは、天野参考人にお聞きをしたいというふうに思います。

民生委員、児童委員として四十四年六か月活動されているということでございまして、本当に感謝を申し上げたいというふうに思います。

昨日の委員会におきまして、この生活困窮者自立支援法案に関する我が党の石橋議員からの質問に対して、昨日、榊屋副大臣が、困窮者の早期発見には民生委員やボランティア、地域の力が必要であるというふうにご答弁をされたわけでございまして。この法案に基づいてアウトリーチを含めた支援が実現化するかどうかという肝が民生委員の皆様の活動なのではないかとというふうに思っております。

特に本年は三年に一度の民生委員の一斉改選というところで、十二月一日からは新しい民生委員、児童委員の仲間が全民児連として数多く迎えることになるわけであります。そうした中で、地域における困窮者を見逃すことなく公的な支援につなげていくためにはどうしたらいいか、天野参考人のお考えをお聞きをしたいと思っております。

○参考人(天野隆玄君) お答え申し上げます。

これはもう民生委員だけじゃございませんで、いわゆる関連機関の皆様方の緊密なる連携が必要だと思っております。一人、民生委員個人だけでは処置し切れない、あるいは発見できないことが多々あるということ。

それからもう一つは、地域における協力者をやはり民生委員個人が何らかの方法でつくっておく。もう昔の話ですが、ネットワーク作戦とかあるいはアンテナ作戦というようなことがあったんですが、要支援者の隣人をお願いしておいて、いろんな情報をちよくだいするということ等を絡み合わせながら物事を進めていくのが一番であろうかと思えます。

それと、最初に申しましたように、関連機関、それから関連機関には特に地方行政からの連絡ということ、それから緊密なる交流ということが全

てを解決する根本になるかと思っております。以上です。

○津田弥太郎君 先ほど天野参考人の御主張の中にも、個人情報保護法の関係で情報が十分に伝わってこないという御指摘もございました。しかし、そういう問題提起を受け止めてまいりたいというふうにも思っております。

最後になりますが、先ほどいただいた資料の中にもあるんですが、民生委員は基本的にボランティアだということになっておるわけでございまして。聞くところによりますと、民生委員の皆様に対しては電話代等の実費弁償分として地方交付税措置により年間五万八千二百円の支給が行われていると、月額に換算しますと僅か四千八百五十円ということだと思っております。

ある面では歴史的に、おっしゃったように、民間篤志家の奉仕制度、ボランティアということに由来している、だから無報酬で民生委員、児童委員は仕事をするんだという強い決意がおりなんだというふうにも思いますが、果たして、しかし、そうはいっても、このような対応で本当に無報酬、実質無報酬だと思わんですが、それでいいのかどうかということについて、少し、民生委員の様々な方々から御意見があるのかどうか、その辺りも情報があればお教えをいただきたいと思っております。

○参考人(天野隆玄君) お答え申し上げます。

個々の例によりまして、そのような声もないではないです。ただし、全民児連の立場といたしましては、やはり我々は委嘱を受けて、そして忠実なる行動をするというものが目的であります。したがって、それよりもむしろ、民生委員、児童委員が向上するための意欲を養っていただけるような環境づくりを是非お願い申し上げたいと、かように考えております。

○津田弥太郎君 ありがとうございます。

○渡辺孝男君 公明党の渡辺孝男でございます。

今日は、三人の参考人の皆様からは貴重なお話を聞かせていただきまして、本当にありがとうございます。

まず、佐藤茂参考人にお伺いをしたいんですが、以前、二年、三年ほど前になりますかね、もう、私も釧路市の試み、大変注目しておりました、公明党の議員団で、国会議員と地元議員で、お伺いをしてお話のようにされているのか、お話を伺ったことがございます。

【委員長退席、理事津田弥太郎君着席】
そのときにまず大変感心したのは、まずは生活保護の方であれば受給者の自尊心を回復させる、まずこれが非常に大事なことだということで、ここから意欲といえますか、将来に対する意欲あるいは自立する意欲、そういうものが出てくる。その自尊心を回復させるために様々な試みをされていることをそのとき知ったわけでございまして、まず、この自尊心を回復させるということに対してどのような対応といえますか、されているのか、この点をお伺いをしたいと思います。

○参考人(佐藤茂君) 自尊心の回復ということろが物すごくやっぱり僕たちはテーマとして与えられていると感じています。

母子世帯の自立支援をやった際に、実際に、ヘルパー同行訪問という架空の名前なんです、ヘルパーさんと一緒に高齢者世帯のところへ行ってお手伝いをするという画期的な試みをいたしました。その段階で、自分たちには免許がないということ、その段階で、自分たちには免許がないということ、ヘルパー免許を持っているヘルパーさんのお手伝い、要するに中身を見るところですね、仕事の内容を見る。それと、高齢者とお話を、その話をすると、何を話していいかわからないですけれども、何かの話題がそこで提供できるといふのをやってみようということで、実際にモデル実験をいたしました。そのときに、高齢者から、今日はあなたが来てくれてありがとうという言葉が出ました。楽しかったです。これが自尊心の回復の第一歩だったと思っております。

私たちはいつも、ケースワーカーは受給者に対して、これは駄目です、あれは駄目です、まあそこはいいかも分らないけれども、これだけはしないでねというふうな指導、指示しかなし得なかつたというのがずっと昔からのケースワーカー業務なんです。しかしながら、モデル実験をやった段階で、その一歩進んだ段階、認めるところの大切さ。その後実際に起こってきたのが、三か月、六か月という実験をやった後に感想文を書いていただいたときに、私たちはヘルパーという仕事の中身を誤解していた、大変なことで、免許を取ることができるといふこと、その中で、免許を取ることができるといふこと、その感想文を書いてもらった人たちに、じゃ、免許を取りに行きましょうと。

そこでは、母子ですから、小さい子供を抱えている人もいます。今現在、子供を抱えて仕事が決まらなければ保育園に入れないという現状があります。逆のギャップがあります。そのときに、私たちは、勉強をしに行くために保育園に入れる。民間の保育所も活用しながら、お金を出しながらやりました。そして、二十六人のお母さん方が十六人、免許を取りました。十二人が即行で四か月後には働き始めました。残り四人というのは、やはり子供のこととか、その環境の中ですぐには働くことはできませんでしたが、免許を取った自信から一年後には全ての人たちが仕事に就いたということを感じさせてもらいました。

ここで一番大きく変わったのは、何かを表に出して、それによって人は変われるということですね。それに対して、福祉事務所はどう対応できるのかということ、最大限考えたいということが必要だ。自立支援というところは、そういうところ、今行われている形というのは、一番最初のモデル実験で、お母さん方には、私はこの実験に参加してとてもうれしかった、私は何か恩返しをしたいという言葉がつけられた感想文の中で、自尊心の回復というのは、こういう一言のありがたさであっ

たり、やってみたい、それから、誰かに支えられているだけでなくて誰かを支えたとかという循環型のものづくりということができれば、自尊回復というのはいずれ得るし、自立する第一歩、早道なんだろうなというふうには感じました。

以上です。

○渡辺孝男君 ありがとうございます。

そういう意味では、様々な中間的就業といいますが、ボランティアでそういう福祉施設の方にまづ行ってみてボランティア活動をする、あるいは農業体験を兼ねてそういう農業者のところで支援をする、あるいは一時的な就労の勉強をすること、あるいはボランティアで働くということも大事なことです。やはりその人の生きがいといえますが、自尊心を回復をさせるということでも大変有用で、釧路に行つたときにはそういうやり方というのは非常に有効ではないかというふうに感じましたのでございます。

〔理事津田弥太郎君退席、委員長着席〕

次に、天野隆玄参考人にお伺いをしたいと思います。

本日に今、生活保護あるいは生活困窮者の対策で、特に高齢者の方々は孤立しやすいと、引きこもりみたいな形になってしまう方が多いということとを私も実感しております。そういうことで、前に秋田県の藤里町というところにお邪魔したときには、そういう引きこもりの方々に対してやはりいろいろな方々が声を掛けるような活動をしているというところで大変感心をして、町のところに行つてお話を伺ってきたんですが、そういう孤独あるいは引きこもりになってしまうような方々をどう民生委員の方々、あるいは子供さんでもそういうことはあるわけでありまして、児童委員の方々は対応されているのか、この点をちょっとお伺いをできればと思っておりますが、いかがでしょうか。

○参考人(天野隆玄君) お答えいたします。

これは、民生委員それぞれによっていろいろ手法は違うと思えます。ただ、全体的に申し上げた

いことは、まず、保護なんかをいいたたきときの初期段階、新しいうちにやはりいろいろな方法を講じていただく。例えば、その保護者自身が立ち仕事で自営業を行つたおつたけれども、それが身体具合でできなくなつたというような例。その場合は、かえつて、座つてできる、あるいはその人の趣味を通じてできるような仕事とか、あるいは資格を取れるような、そして、それにおいてまたそういう道を励ますということも一つの方法ではあろうかと思つておられます。

もう一つは、やはりその人の隣人の人たちが、親友を始め、親戚を始め、そういう人の隣人の人たちが、やはりもう少し温かい目で、そして前向きな方向をお示しただくような協力を得るといことも一つの方法だと思つておられます。これは、非常に民生委員のように長い関係が構築できないので、一長一短でできないので、非常に問題があるんですけれども、地域福祉が充実してくると、こういう面もある意味では解消していく一つの方法が出てくるんじゃないかと思つたりもいたしております。

その他は、佐藤参考人がほとんど申し上げたとおり、この真髓でございます。

以上です。

○渡辺孝男君 次に、藤田参考人始め三人の参考人皆様にお伺いをしたいんですけれども、今回の生活保護法の一部を改正する法律案では生活保護から脱却を促すために就労自立給付金というような制度も設けるといふこととございますけれども、こういう制度を導入するということに対しての効果とか、あるいはこういう形でした方がいいとか、御意見がございましたら、まず藤田参考人、そして佐藤参考人、天野参考人に御意見を伺えればと思つております。

○参考人(藤田孝典君) 保護からの脱却をするためにそういった制度が幾つか重厚にあるということと望ましいことだと思つております。なので、様々それを活用する方も出てくるでしょう

し、活用できない方もいらっしゃると思つたので、一元的にこの給付金を活用するというだけの自立だけじゃなくて、多様な形で認めていただくと有り難いと思つておりますので、その給付金に該当する人もいろいろありますし、しない人もいますので、なので様々、本人に合わせた形での多様な自立を模索していくような方向で、全国のケースワーカーさんとも支援できたかなと思つております。

○参考人(佐藤茂君) 稼働に対しては、とてもプラスアルファというところはもうすぐ望めるものだと考えております。

実は、こういうスタイルでなるということよりも、もつと現実に戻りたいなと思つてますが、福祉事務所の人たちが本当にその稼働ということに対して説明責任といつたものを今まで本当にちゃんとできてきたかというところは、やっぱり聞きたいなと思つておられます。今回、制度改正を一つにして、そこを改正することが今後のセーフティーネットの大きな柱というか進め方に僕はなると思つておられます。実際に今までも稼働することによって損をするという受給者たちといふことも、国民全体でもう八割近いんです。ですから、働くことと損だとか、そういう言葉がやっぱり続々とあつたというのは紛れもないことです。

私たちは自立支援をやりながら、そういうところをきちつとセーフティーネットを使う人方に対して説明ができていくかどうかという再確認をさせてもらいました。その中でいくと、自尊心の回復もそうですけれども、エンパワーメントを付けるなというところも、エンパワーメントを付けてね。結局、説明をする、話し合いをしていくかどうかによつてこれはかなり大きく変わるといふようなことで、それにプラスアルファ、こういうものも出ましたよ、こういうものもありますのでどうしようかという話をすると、それは大きく変わるんだらうというふうには私たちが考えております。

○参考人(天野隆玄君) お答え申し上げます。皆さんがそれぞれおつしやつたところが基本だ

と思つています。

今までのように減額するといふのであつては意欲をそぐという面がございますので、これはいいことだと思つています。ただし、これをやはり本人に十分説明してあげるということが必要といふこと、これは事前にですね。それからもう一つは、年齢だとか体力によつてはいろいろ自分は高齢者だからこれはもう復帰というのはいないんだといふようなことでは、やっぱり具合が悪いと思つてですね。

これからの地域福祉は、これは私の持論でございますけれども、できる人ができることをできるときに地域のために何か施すということの心構えがないと、地域福祉も復興しないと思つておられます。そういう面からいいますと、やはり制度としてはいいんではあるけれども、もう少し何か、現実的に本人が、例えばだけれども、あなたが何ぼ働いてこうしたら、あなたが、保護費の枠はこれだけだけれども、こういう特別な必要のときには申し出てくれたら、これを何らかの方法で、あなたのもので、今は復帰したらあつてというやつだけれども、何かそういうときの基盤にしてあげるよというふうなことができれば、もうちょっとプラスが出てくるんじゃないかと思つたりするんです。これはあくまでも私見でございます。

以上です。

○渡辺孝男君 ありがとうございます。

○川田龍平君 みんなの党の川田龍平です。

今日は大変お忙しい中を貴重な御意見をいただきました。ありがとうございます。

まず最初に、佐藤参考人、そして天野参考人、藤田参考人、それぞれに伺います。

この度の生活保護法案の審議で、福祉事務所での水際作戦というものについて多くの時間を費やして議論を続けておりますが、政府とそれから委員の間での議論が噛み合わないままここまで来てしまつております。

実際に現場にいらして、いわゆる水際作戦だと

思われる事例や実態を御存じでしたり、それから体験したり、されたかどうかをお教えください。また、された場合にはその具体例を詳しく御説明いただき、それを乗り越えるためにどういう方法を取ったかも含め御教示ください。お願いします。

○参考人(佐藤茂君) 水際作戦というのは釧路市は全くないです。やるつもりもないですし、実際に、先ほどちょっと述べさせてもらいましたが、平成十四年にすごいショックを受けて生活困窮者が増えましたということ、元々漁業と炭鉱の町ですから、いつどういふふうになるかという命の問題もあります。海で魚を捕る、それと炭鉱は地下に潜って、いつ事故があつてどういふふうになるというのはいずれも皆目見当が付かないような状況の町づくりの中で、やはりセーフティネットはセーフティネットとして活動されていますから、話はきちつと聞くことによってそれは防げることだと思つておられますし、まず、これからの議題になっている中で水際というのは考えてもいませんし、必要な人にはセーフティネットを与えて、その中で釧路市は、今やっている自立支援の進め方について教授しながらお互いを高め合つてやつていくというふうな考えで今後も何ら変わることはないというふうに思っています。

○参考人(天野隆玄君) お答えいたします。私自身はまだ例を挙げて申し上げるだけの資料は持ち合わせておりません。見聞しております。がしかし、こういう状態というのは、実際、人間生活というものは線を引くわけにいかないと思つておられます。いろんな状態があると思つておられます。ですから、できる範囲の広範囲から物事を集約していただいで、そして専門家の意見も、それからいろんなものを集約していただいで、実行していただければ有り難いと思つておられます。

○参考人(藤田孝典君) ありがとうございます。私は、正直、水際作戦の相談に来られている方の

の専属相談窓口みたいなことをやっておりますので、私たちのところにはもう日々、そういうような相談が相次いでおります。これは全国津々浦々、様々な福祉事務所から断られたという形で相談が相次いでおります。これは全国に支援団体、弁護士さん、司法書士さん等いますので、そういう方たちと協力しながら、福祉事務所に付き添つていく、もう同行していくというような同行申請、同行支援ということをやっておりますけれども、そういう取組をずっとこの間、続けてきております。

残念なことに、これは水際作戦は頑としてありますし、それはもう本人一人で行けば様々な理由で断られてしまう。本人側にもやはり問題があるという場面もありますので、場合によっては、自分で申請の意思が伝え切れないという場合とか、あとは本人が生活困窮状態を正確に伝え切れないという場合も知的障害のある方とか認知症のある方等にはよくあることですので、その場合には付き添つてやつぱり申請することが必要じゃないかということも思っております。なので、特に必要保護性がある場合には付き添つて一緒に同行すればは間違いなく申請が受理されるということがありますので、一人で行つては帰される、でも誰かが同行すれば必ず申請が通るといふような、現場では非常に不公平感が漂つておりますので、これは支援団体の努力、弁護士等の努力だけでなくて、やはり現場でも水際作戦を何とか抑止して、止めて、さらにその検証を行つていくところからやはり始めていかないとけないだろうと思つておられますので、今現状としては、全国で事故が多発している、事件が多発している状態だと思つておられます。この状態に更にリスクを高めるおそれのあるこの法案が十分な議論なく進めていってしまうと、更なるリスクが発生する、まず事故を止める、事故を検証するといふところからだと思つておられます。

○川田龍平君 次に、佐藤参考人にお伺いしま

す。生活保護受給者のエンパワーメントや自立支援に御尽力いただいでいることに敬意を表します。実際に釧路市でここまで自立支援プログラムをつくつて機能させていくには非常に御苦労があつたと思つておられますが、どのようにしてこのような取組を始められ、それから広げていかれたのでしょうか。また、その際に障害になつたことはあつたでしょうか。ここまでの成功に至るまでの御苦労やうまくいくためのヒントやノウハウを御教示ください。また、民間団体との連携をうまくやつていくための秘訣などがありましたら、併せてお教えください。

○参考人(佐藤茂君) 一番最初の原因は、母子モデルということで母子世帯の自立支援をやつたときにやつぱりもうショックを受けたということですね。自分がケースワーカー時代に、やはりこういうことではないかという思いがございました。実際には会話ができない、私は百三十とか百五十とか持っていましたので、そういうときに、実際に一人一人と話す機会がやつぱりできないんですね。でも、何とか話す機会をつくりたいというところがあつて、母子の実験モデルをやつたときに、やはり人は立ち直れるチャンスを与えるべきだし、与えたらこれだけ返ってくるものがある、大きくなっていくというふうなことに思えたというのが実際のところですね。

あと、やつぱり所内で一生懸命自分たちが考えました。今のままでいいのかというところですね。自分たちの職場内で業務検討委員会というのを立ち上げたんです。その中で、どうやったら一人一人と向かえるのか、対話をできるようにできるのかというふうなことをやりました。今も毎年やつておられますけれども、その中で高齢者担当をつくつてみたりですとか、それと、一人の持ち件数をどこまで減らせるのかという努力もしていますし、障害者に対しては障害との、いろんなところの機関の連携をして、自分たちだけではな

いところでお願いをできるものはお願いをすると

いったような形の中で進めることによって、最限の、以上に会う回数を増やすことに努力するということではやつぱり一番大きかつたと思つておられます。

自立支援については、ともかく協力いただけるところにはもう足しげく通つて、もう話し合いです。どうしても生活受給者を見る目は一般的に色眼鏡が掛かっています。それを説得するだけなんです。実際には、説得しに行く、そういうところまで考えているのかというのを初めて分かつていただけたことがたくさんあります。そこで、実験がいいです。最初は、受入れを一人でも二人でもお願ひします。こういう人は内が真面目な人なのでやらせてみてくださいとやつて、最初のうちは五人とか三人とか、そういうところにお願ひをしてやつていっています。

現在は、十八ですね、十八の企業体と連携を取りながらやらせてもらつておられるというところは本当に、受入れが最初に行われたところの社長さんであつたりとか現場監督であつたりとかという人たちがやつぱり評価をしていただいでいます。私たちが現場の中でいろいろな方に、こういうふうな頑張つておられることがありますよというのを評価する。そうすると、相乗効果です。評価すれば相手は裏切らないというふうなことで、どんどんどんどんいろいろなところに、企業体に入れるように、うまくいけるようになったということですね。

現在は大体千二百人ぐらいの稼働年齢層で即仕事に何とかしなきゃいけないですという人数はいますが、今の段階では八百九十五人が自立支援のプログラムの中に参加していただいでいます。驚異的な数字だとは思っています。ただ、まだまだ、出口論として、お金をもらえるだけ、自立するだけではないというところ、参加しての課題はありますけれども、そこは、参加している人方を企業体がきちつと精査をしていただいでくる将来はペイドワーカー化していくものには確実になるだろうとい

は、苦勞というよりも楽しみながら今させてもらっている。

要するに、受給者が変わる顔を見るのはやっばり楽しいですね。今までは、辞めていくことに、じゃ、何件とかつて言っていた時代もあったというやに聞いています。しかし、私たちは今、受給していた人が、どうもありがとうございましてと言つて辞めていく人が多くなつてきたので、この人方はもう絶対に戻らないだろうなと感じながら今やっています。やっばりそういうところはいつまでも、先ほど言いましたけど、何といひますか、寄り添い型ということだけではな話合ひをすることが必要なだろうというふうに思います。

○川田龍平君 次に、藤田参考人に伺います。

まず最初に、野宿者支援をされたということで、そこで見えてきた課題を教えてください。その上で、まず、なぜNPO法人を立ち上げ、活動を広げる必要を感じたのかを御説明ください。また、NPO法人として民家を借り上げて地域生活サポートチームや緊急シェルターを開設されたことですが、立ち上げる際に障害となつたこと、またうまくNPO法人が設立できた理由などを御教示ください。

○参考人(藤田孝典君) ありがとうございます。

まず一点目ですが、野宿者支援の課題は生活保護の自立支援とリンクをしております。ホームレス生活、野宿生活に至る方が様々な生活課題を複合的に抱えていて、自分ではもうどうにもならなくて家賃滞納等いろいろな事情でホームレスに、野宿生活に至るわけですね。なので、そういった方たちが同行等していけば生活保護の窓口に行き着いて、生活保護を受けながら支援を受けられるということになりますけれども、そういう方たちは、生活保護を受けたとしても、その後生活課題が改善しなければ十分な社会生活を営むということとは困難ですので、そういう方たちが抱える課題はある種専門性を持ったアセスメントであるとか支援体系によって行われるべきだと

うということを感じております。

なので、野宿者支援でも、一時的に食料提供したりだとか、あとは衣料提供、着るものを提供したりという活動もありますが、根本的に解決していくということとは、住居もなければ駄目でしょうし、病気を治さないと駄目でしょうし、仕事を探さないといけない。いろんなことを考えていきながら支援をしていくということ、そういうことを専門的な立場からちゃんと支援をしていきたいということでNPOを立ち上げたという流れがあります。

もう一点は、そういう方たちが一定程度、家がないというニーズを多くの方たちが共通して抱えておられますので、そういう方たちについて支援していく場所がやっばり必要だろうということ、これは民家の大家さんをお願いしたりだとか、あとは民生委員さんに空き家をお借りしたりしながら、そういうところをシェルターとして一時的に家がない方にお貸ししているということをやっております。

なので、これはいわゆる法律の枠組みの中で整えられている施設ではありませんので、法的な位置付けがないということが言われておりますので、この点についての理解を広げていくということが今の大きな課題かなと思っております。

なので、年間何人もそういったNPOの空き家、民家を頼らざるを得ないという方たちがたくさんいるという現状に対して今後どうしていくのか、対応策と、そういった方たちが本来、救護施設であるとか宿所提供施設と言われるような社会福祉施設にちゃんと支援が行っていったら方向性でも御議論いただけたら有り難いと思っております。

○川田龍平君 時間が来ていますので短くでいいんですけれども、生活保護の前段階のセーフティーネットをどのように整備するのが理想で、そうした制度と民間の団体との連携がどうあるべきかを短くお答えいただければと思います。藤田参考人、お願いします。

○参考人(藤田孝典君) ありがとうございます。

これはもうずっと議論されてきているところでありますが、第二のセーフティーネットであるとか生活保護に至る手前のセーフティーネットをやはり重厚に整備するべきだろうというのを思っております。

これは、私が現場で感じていることは、余りにも貸付け型のセーフティーネットが多いんですね。これは、生活困窮者に一定程度お金を貸し付けて、その元手によって頑張つて立ち直つてくさいということなんです、残念ながら生活に困窮している方は自立支援、生活支援していくために時間が掛かりますので、なるべくであれば貸付型、お金を支給する型のセーフティーネットを整備していただけたら有り難いと思っております。

○川田龍平君 ありがとうございます。

○田村智子君 参考人の皆さん、ありがとうございます。

まず、佐藤参考人にお聞きをいたします。

大変、釧路市の取組が心のもつたという心のある自立支援だということをお聞きして感じてたんですけれども、大変たくさんプログラムで就労の支援や引きこもりの支援や社会とのつながりをつくるような支援ということをやっているんですけど、この方こういうプログラムでいうことを見極めて進めていくこと、非常に大切になってくるんじゃないかというふうに思います。

例えば就労支援も本人が強制だというふうに感じてしまうとこれは職員の方との信頼関係も崩れてしまうでしょうし、うまくいかないでしょうから、そういう、この方にはこういう支援という見極めなどをどのように行つてきているのかということ、やはりちょっと危惧しているのは、この法案の中では、生活保護を受給して、稼働年齢の方は最初に集中的に就労支援というふうな流れがつくられているんですけど、必ずしもそういう一律的のいかないんじゃないだろうかということも

危惧をしております、その点についても見解をお聞きしたいと思います。

○参考人(佐藤茂君) 私どもがやっている、これだけ多くのプログラムをつくつてどうやってうまくいくのかということですね、基本的に。

私たちは、先ほどお話ししました業務検討委員会というのを立ち上げて、どうやったら自分たちが受け入れられるようなケースワーカーになるかという勉強会をやっています。その中で、実際には、職員ですから、ケースワーカーが受給者に対して、さあ仕事ってどうですかとか聞くと、やはり上下関係ができてしまいます。これを解消する策をやはり考えなきゃいけないだろうというのはやっばり議論しました。

その中で、就労支援員は国の方で導入を許可されてきましたので、それは私たちの中で嘱託職員という位置付けになります。私たちは、プログラムをつくる中で就労支援員というのも付けています。私たちがアセスメントを掛けた中で、アセスメントがケースワーカーから受給者に対して即行落ちてしまうと、強制みたくなってしまうんです。そこにワンブロック置いて、支援員が仲立ちをするという形を取っています。そうすると、支援員は職員じゃないので、言いたいことを結構言えるというふうな答えも返ってきています。その意見があったものをフィードバックしてケースワーカーにまた戻す、そうすることによって違和感なく作業に、というか意見交換ができる場を持ったという、ワンクッション置いたことがすごくやっばり良かったなというふうに今思っております。

これは、直接ケースワーカーと受給者が対で話し合うと、やっばり強制、お金を握っている人は、受給者はうんと言わざるを得ないという気持ちはやっばりどこかあると思います。でも実際はそうではなくて、あなたのためにやっていると、ということが、そのワンクッション置いたことによつてはるかにオーバーラップしているんじゃないかと、で、伝わっているということも知っています。

す。この人に、支援員さんに話したことがケースワーカーにも伝わっている。だから、家庭訪問をやったときにその話がきちっと話されるんですね。それについてどうだこうだというのはないです。

それは、うちの研修会等々やりながら、今まで駄目という言葉をよく使っていたと思うんですけども、駄目はないです。じゃ、ここができないんだつたら何ができますかという答えに振り替わっていく。そういう積み重ねがやはりエンパワメントを付けたりとか、ああ、私の言うことをちゃんと理解して聞いてくれる人ができたんだという受給者の気持ちの変化にもなると思います。

結局最後は、不正受給であつたりそういうところだつたりというのは、対話がなければどうしてもそういうことになってしまいますね。逆に言うと、ケースワーカーに私はいじめられたから、今度は私があなたに仕返ししましょうかみたいな話だとする、それが何十年と続いてきたというような実態というのはあると思うんですね。私たちはそれを自立支援の中でそうではない形をつくり上げてこれたというのは、やっぱりそういういいチャンスだったなということがあるので、それをどんどんどんどんやっぱり全国に知らしめて、そして全国がそういう形で福祉業務をやっているようになれば、そういう解決の策もおのずと導かれるんじゃないかなというふうには思っています。

○田村智子君 ありがとうございます。そういうやっぱり人を置くような予算も必要なんだろうなと、こういうところは国もしっかりと措置していかなければならぬと思います。

次に、藤田参考人にお聞きをいたします。率直にお聞きします。今回の法案で、申請書の提出を原則として義務付けると、しかも申請書の記載事項についても条文で定めるといことが行われました。また、扶養義務者についても非常に厳格なような規定が新たに加わりました。この

ことが現場に及ぼす影響をどのようにお考えになつていらっしゃるか、お聞きをいたします。

○参考人(藤田孝典君) これは繰り返しになりますが、現場では非常に危機感と懸念を持っています。これはもう先ほど申し上げたとおり、水際作戦は現状としてある中で、これが更に追い打ちを掛ける形で進行していかないと、これが一点と、さらには、もう一点は、先ほど田村委員がおっしゃったとおり、まずは就労というように一元的な取扱いが行われないかということで、そういったことで自殺や更に生活保護利用者を追い込むようなことにならないのかということ現場では非常に危機感というか、そうなるんじゃないかということをもう想定として考えております。

なので、なるべくそうならないように法案を見直しをしていただきたいと思ひますし、残念ながら現状でもそういう事態は相次いでおりますので、これはもう、先ほどの川田委員のお話では、どれくらいありますかと、お話がありました。が、水際作戦はもうたくさんあつて、資料にも事欠かないくらいありますので、そういう現状で今の法案が出されることによつて、水際作戦は更に進行するだろうということを考えております。

なので、現場のそういう声であるとか、当事者の声を是非法案に生かしていただけたら有り難いと思つておりますし、できれば、これは私のお願いではあるんですが、もしこの法案がこのまま可決されるということになりましたら、水際作戦対応委員会のような、そういう具体的な厚生労働省内で、今の現状では厚生労働省はもう十分監査、指導はこれ以上できないというところは私も痛感しておりますので、それはもう外部機関を是非内部につくつて、そういうところがこの法案によつて不利益を受けている人がいないかどうかをチェックするような仕組みがもう一段階、二段階あつたら有り難いなと思つております。

○田村智子君 昨日の質疑の中で、私、水際作戦のやり方の一つとして、申請書そのものを渡さな

いというやり方があるんだと。それから、紹介したのが、もう一つは、申請書を置いていったのに受け取らないと。今回、法律で申請書の提出があつて初めて申請というふうになるときに、渡さない、受け取らないと、こういうことが起きた場合はもう口頭申請を認めるべきじゃないかというやり取りをしたんですけれども、実は厚労省の側から返つてきたのは、その渡さない、受け取らないというところはあり得ないことなので、それを特別な事情とみなして口頭申請というふうにするわけにはいかないと、あり得ないんだという前提なんです。

そこで、水際作戦の中で、申請書を渡さない、受け取らない、こういうことは本当に現場でないのかどうか、お答えください。

○参考人(藤田孝典君) はつきりもう申し上げると、起こり得ると思ひますし、現実的にはあり得ます。なので、これはもう、私も生活保護申請に何度も同行していますが、申請書を出してもらえないので、こちらで自前で申請書を用意して出して、それでも忘れ物として取り扱われるという事案も何件かはあります。

なので、もうそういう形で申請書がしっかりとこちら側から申請意思を示して用意したとしても、なかなか、一部の福祉事務所ですけれども、受け取ってもらえない、申請意思を確認してもらえないということがありますので、そういう場合にはやはり口頭申請を認めるべきだろうということは、私の思いではあります。

それじゃ緊急のシエルトを用意します、三か月程度というような制度をつくつたり、一定の住宅手当を渡すと。

これ、私は、本来は生活保護を必要とする状態の方はまず生活保護でしっかりと見た上で支援をしていくということが必要だと思うんですけども、こういう自立支援法を作ること、他法他制度優先を口実として、生活保護を申請したいんだという方が、いや、そうじゃなくて困窮者自立支援法というように運用にならないかということ危惧していますが、その点での見解をお聞きしたいと思ひます。

○参考人(藤田孝典君) そうですね、私も、まさにおっしゃるとおり、その懸念は常に感じております。

現状であつてもジョブファースト型の支援が行われているんですね。ジョブファーストって何かといいますと、まずは就労、どんな状態であつても、ネットカフェにしようがビデオボックスにしようがホームレス状態であろうが、まずは頑張つてハローワークに行つてくれ、仕事を探してくれというジョブファースト型が主なんです。

なので、これ海外だとなつていっているかといふと、もう当然ですけども、ウエルフェアファースト型なんです。だから、まずは支援に必要な物資、状況、環境を整えて、整えられたのちちゃんと就労に結び付けていきますね、なので頑張つて一緒に仕事探していきたいと思います。そういうような、いろいろな環境を整えた上での支援が当然やられるべき方針なんですけれども、残念ながら日本の福祉支援の現場は、申し訳ないですけども、遅々としてそういう理論的な支援が進まないという状況にあつて、この法案によつて、やはりそういう、まだジョブファースト型の就労に特化したような支援にならないかということ非常に危惧しておりますし、他法他施策によつて本来生活保護が必要な人に行き着かない、生活保護制度が活用されないということになつてしまつては元も子もありませんので、そうならないように

もう一度再考いただけたらということが私の願いです。

○田村智子君 天野参考人に伺いたいと思います。

今、残念ながら、生活保護に対する一般の方々の相当悪意も含めた様々な偏見が残念ながら今広がるような事態になってきています。それで、今、民生委員の活動をされている中で、本来、生活保護の申請が必要なほど困窮をされている方と、そういう方々を生活保護につなぐような支援のときに、偏見であるとか、あるいは、家族にあるいは親戚にそういうことが知られたら恥ずかしいというような思いからなかなか必要な支援に結び付かないというような事例というのは、民生委員さんの活動の中でお聞きになっていることがありましたらお話しただけならと思います。

○参考人(天野隆彦君) 昔は非常にそういう嫌いも強く出ていました。しかし、最近では、私の私見では、以前から見るとだんだんお互いが分かり合ってきておられるというような状態でありまして、以上です。

○田村智子君 そうしたら、最後、佐藤参考人にもう一度お聞きしたいんですけども、先ほどケースワーカーさんの働きが非常に、ケースワーカーさんや間に入る支援員の方ですか、その専門性が担保されるような人数の体制と、あるいはその人件費、お給料、手当、なっているかどうか。その点で、やはりもうちょっと財政的な支援とかが本米国の側から求められていないんじゃないかということについても御意見を聞きたいと思えます。

○参考人(佐藤茂君) 基本的に地方財政は逼迫しています。お金はないです。ですから、自前どうこうというのはほとんど難しいです。ただ、何があっても金銭換算というか、お金で解決できるのかという問題もあるんですけども、私たちがやるうとしていっているのは金銭だけではないところも自分たちで考えなければいけないと思うんです。自分たちの給料も減らされていま

すから、そういうところで、言ってしまうと、自立を一生懸命支援する方が困窮者みたいな、近い人がやっているというのが実態なんですよ。ですから、そういうところで個々の人たちが話合いをできる場をきちっと持てるかどうかというところが、やっぱり人間として一回りも二回りも大きくできる要素というのが結構あるなというふうには思っています。

制度をきちっとしなないとそこはまだ動かないというところがあるので、実際その自立支援法がうまく稼働するためには、各福祉事務所がもう一度福祉という問題と福祉事務所の在り方みたいなのはやっぱり話すべきだとは思っています。ただ、そこがうまくいくと、すごく私たちが今までやってきたことがもつともっと評価させていただければなというふうには思うので、その中ではこういう形で法改正というのは私は望ましいと思っていますし、それ以上、考え方を運動させるような仕組みづくりはこれから多分出るんだろうなと思うというところは考えています。

○田村智子君 終わります。

○福島みずほ君 社民党の福島みずほです。今日は、それぞれ三人の参考人の皆さん、来てくださりましてありがとうございます。また、日ごろのそれぞれのすばらしい活動に関して心から敬意を表します。

まず、佐藤参考人にお聞きをいたします。先ほど、釧路は水際作戦やっていたというところで、ちょっと実は正直びっくりして、というのは、昨日もこの政府とのやり取りの中で、福祉事務所にあらかじめ申請書が置いてあるかどうか、何件置いてあるかというのを調べているかということなんです。私たちが水際作戦おかしというんです。役所側から見ると、いつでも窓口で申請書があれば誰でも申請ができて、書かれたものをあなた駄目と言うのが難しいので、相談という形で何とかもう排除しちゃおうというふうにも思っていると思うんです。釧路の場合はそういうことはないんですか。申

請書というのは、もう誰でももらって書けるような中身になっているんでしょうか。

あるいは、多分、水際作戦やっている人の心理の中には、そうやるというばい生活保護の申請して、それを駄目、駄目と言うのが大変だという意識もきつとあると思うんです。その辺はどういうふうに解決されているんでしょうか。

○参考人(佐藤茂君) うちの、基本は窓口においてあります、用紙は。

ただ、受付というところでは逆に、申請に来ました、でも、中身をやっぱりある程度聞かなければ調査の段階まで行けないというところがあります。それから、面談を行うというところはあります。本人が申出によって要するに申請しますというものについては全部受けています。ただし、全部ないしよで金くださいという人は、お話ししましょうというふうにはなりません。

だから、当局としては、そのぐらいは、排除でもなく、何もなく、名前も中途半端で書かれても、誰にじゃお金を出すんですかという話になりますよという話はしますけれども、それ以外は、きちっと書いてもらうことによつて受理はします。特に今まで、今日はあなたのやつは受け取れませんとかというのはないですね。

基本的に、組関係の人ですね、関係の人については警察に確認させていただきまよという了解を得て、それは後日になりますよというふうにはやりまよけれども、それ以外は本当にないです。

○福島みずほ君 多分、その申請書を置く生活保護の受給者が増えるんじゃないかと恐怖心があると思うんですが、釧路の場合は他市に比べて、もちろんさつき産業のお話がありました。何か多いとか、何かいわる「不正受給」みたいなのが増えるというふうなことはないんですかね。

○参考人(佐藤茂君) そうですね、特にそういうのは考えたこともないですね。ですから、何でも、水際でやるからとか、受給者が多くなったら大変というのは特にはないですね。困っている

んだからセーフティネットを使うでしょうというだけの発想だと思えますけれども。

○福島みずほ君 その話を厚労省に一生懸命したいと思えます。

ただ、生活保護の受給が増えるというわけでは、他市に比べて増えるとか、問題があるという認識もないんですかね。

○参考人(佐藤茂君) それはいいですね。増えたとしても、それは私たちが調査をした結果で開始しているという自負はありますので。

○福島みずほ君 自立支援をやっているところからケースワーカーや委託をしている人の役割が多いことがよく分かりましたが、どれぐらいの体制で、人数でやっていますか。

○参考人(佐藤茂君) 自立支援は二人です。今年から自立支援担当というのを、ケースワーカーしながら担当部署を設けてやっています。実際にはケースワーカーが七十人で、標準数からいくとケースワーカーは九人ぐらい足りないです、まだ。

ただ、仕事の楽しみみたいなのをやっぱり共有しながら、受給者に対しての見方ですとか、その変わった人を見る評価の仕方というのをみんな考えながらやっていると、意外と仕事って楽しいよねというのが今の状況になっているというのがもう実態論ですね。そうすると、意外と足りなくても工夫をすれば何とかできていますというふうには自分たちでは思っています。

○福島みずほ君 工夫されているのはよく分かりました。学んでいきたいと思えます。

藤田参考人にお聞きをいたします。今回の生活保護の改正法案は、申請のやり方が変わることと扶養義務の強化になることが極めて問題だと思っています。昨日も議論をしたんですが、扶養義務者は民法の扶養義務者であるというふうにして、それから通知を出すということですね。そうすると、家族関係が非常に壊れるんじゃないか、あるいは、家族や親類に自分が生活保護の申請に行っ

たことそのものが分かれれば嫌だから、そもそも生活保護の窓口に行かないということが起きると思えますが、その点についてどう思われますか。

○参考人(藤田孝典君) まさに、現段階であつても扶養義務者への照会が行われておりますし、それが最も大きな水際作戦としての効力を発揮しているということ現場では実感しております。

要は、ケースワーカーさんに、生活保護を受けると、まずは申請が出されると家族に照会を掛けなきゃいけないので、それでいいですかということを開かれますので、それはちよつとというように、家族に迷惑を掛けられないという方はもうその時点で申請を諦めてしまうということが、これはもう一般的なことですので、これを更に親族扶養の照会を強化していくことはどうなるかという、更に、今ですら生活保護を真に必要としている人が、これによって受けられていないものがより加速するだろうということも想像に容易であるということを私は思っております。

○福島みずほ君 改正法案の六十条に、「被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。」というのがあるんですね。

藤田参考人に、ここで書かれている被保護者が一体何なんだろうかと。あなたはこうしなさいと書いてあつて、健康に努め、無駄遣いせずって、どうですか。この条文、どう思われます。

○参考人(藤田孝典君) そうですね、生活保護利用者の方にとっては、現時点でも、健康に配慮しながら自分でできる範囲で努力されているんですね。これは、まずは現時点で生活保護利用者は全て努力されていることを認めてもらいたいということも思つていて、それでもさらにアルコール依存症、ギャンブル依存症、うつ病等で自分の生活が健康的にできないという場合にはそれはやはりケースワーカーや支援者が支援の手を差し伸べるところだろうと思つておりますので、こ

れは、生活保護利用者に対する義務というよりは、どちらかというと福祉事務所側の責務、その人たちを丁寧に支援していくべきだろうという、そういうった解釈をしていただけると有り難いと思つております。

○福島みずほ君 扶養義務の強化の点なんですけど、厚生労働省は、一年に一遍は扶養義務者にどうですかと言つていたりとか、いろんな答弁の中で出てきたんですが、その扶養義務者への通知に伴うことで、本人が嫌だとか、トラブルが生ずるとか、家族に問題が生ずるとか、あるいは障害のある方が頑張つて独り暮らししようと思つて、親の元に帰らなくちゃいけないとか、そういう扶養義務との関係での問題事例を御存じでしたら、藤田参考人、教えてください。

○参考人(藤田孝典君) 私どものところでは生活保護を申請する方がたくさん来られていますが、特にうつ病や統合失調症によつて、もうそれは言つても自分で生活したいという方の相談も非常に多く寄せられています。なので、そういう方たちは、家族にはこれ以上迷惑を掛けたくない、迷惑を掛けられないという中で、家から出たいということ保護申請に至るというケースもたくさんあります。

なので、そういう方たちが、障害があつても、どういう状態であつても独り暮らしができるように、自分の自分らしい生活ができるように支援現場では配慮が必要だと思つて、残念ながら今の現状、この親族扶養の強化がなされると、障害があつても、どういう状態であつても家族に面倒見てもらいなさいということになりかねませんので、その辺りは、本人個別の事情に応じて対応いただけるように、附帯決議等で検討いただけたら有り難いと思つております。

○福島みずほ君 生活保護の改正法案は極めて扶養義務強化したり問題があると社民党は考えていて、ただ、もちろん自立支援法の方は意味がある面もあるんですが、ただ、生活保護に行かないように自立支援の方が強調されると、今日、藤田参

考人がおつしやつた、とにかく就労というのが強くなるんじゃないかと心配をしております。それで、藤田参考人と佐藤参考人にちよつとお聞きをしたいんですが、藤田参考人の「ひとりも殺させない」という本を読みました。生活保護で稼働年齢層を納税者に変えていける、むしろ早く生活保護をやることで稼働者に変えられるんだという記載があるんですが、生活保護に行く方がいいのか、自立支援に行く方がいいのか、ケースごとでしようが、その辺の振り分けなどが今後もしこの法律が成立したらどうなるのかとちよつと心配をしております。生活保護と自立支援、その両方に関しての見解、佐藤参考人、藤田参考人、教えてください。

○参考人(佐藤茂君) 私どもが今考えているのは、両方が受付場所があることによつて、逆に生活保護を受けたくないという人も行きやすい場所がつくれるという逆の発想を持っています。実際には、民間的な発想をそこに組み入れてもらつて、いろんな企業体と協議をして、就労であり、ボランティアでありという形の中でつくり上げていくことによつて、最終的にそこで解決できないものが福祉事務所に落ちてくるというふうな格好でもいいじゃないのかなというふうには考えていますので、その人に合ったやり方の窓口が二つできるということは、最適な形の中で運べるというふうには理解しております。

○参考人(藤田孝典君) 私は、非常に現場で危機感を持っております。現状、釧路市のようにであれば、全国の自治体それぞれであればいいんですけども、非常に私は釧路市を特別な自治体として見ております。なので、私は、この法律ができるかどうかというところですが、恐らく福祉事務所現場で、一部かもしれないですが、責任放棄が発生しないかということ非常に危惧しております。

これは、今ですら、私たちが申請窓口に行くとか、いや、あなたは社会福祉協議会に行つてみたらどうかとか、あなたはこちらのNPOにまずは相談してみても本当に困つたらまた来てくださいうことを言われますので、またそういうた水際作戦と言われるような窓口がもう一つできてしまうことによつて、これは、本当に生活保護は、ま

ず早めに救済されるべき人がたらい回しされて、結果、最後に行き着くということが相次いでおりますので、そうなったときには問題が更にこんがらがつて、人間不信にもなつて、支援が困難、時間を要するということがありますので、まずはちゃんとしたアセスメント、ちゃんとした支援ができる場所を、福祉事務所なり相談機関なりにそういう人材を配置しておかないと、単純に今の福祉事務所では公的責任の放棄、生活保護はまだ早いよというふうなことが行われないかということ非常に危惧しております。

○福島みずほ君 藤田参考人にお聞きをします。この本の中でもケースワークの重要性と書いていらして、また、佐藤参考人からも釧路の中でのケースワーカーやいろんな人が頑張つてという話がありました。もしこの法律、とりわけ生活困窮者の支援法ができれば、物すごくそのマンパワーというかヒューマンパワーが必要だと思うんですね。

さつきもちよつと佐藤参考人からありましたけど、今警察OBを入れるということが多くありますが、むしろヒューマンパワーとしてのケースワーカーなどを多く増やさなくちゃいけないんじゃないかと思つてますが、その点についての藤田参考人の見解を一言お願いいたします。

○参考人(藤田孝典君) もうまさにおつしやるとおりでして、現場はもう困窮者がどんどん来られていて、もう疲弊しているという状態ですね。これは、ケースワーカー、福祉事務所の現場に限らずNPOもそうですし、どこでも疲弊しております。

なので、そこである種必要なのは、もうどういう状況であつても寄り添いながら支援していくという、支援の専門性を担保しないといけないので、これはやはり福祉事務所であれば一般事務

職の公務員がなかなかやるということでは限度がありますので、ある種専門職を採用していくことであるとか、あとは民間とのネットワーク、これもずっと言われ続けていますが、民間とのネットワークもいまだにできている自治体は少ないです。なので、そういった工夫が必要だと思っております。

○福島みずほ君 今日はどうも本当にありがとうございます。ございました。

○委員長(武内則男君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々には、長時間にわたり貴重な御意見をお述べをいただきまして、誠にありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。(拍手)

午後一時四十分に再開することとし、休憩をいたします。

午後零時五十分休憩

以下省略

